

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用について

大牟田市においては、令和 4 年 3 月 8 日から公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を改定していますが、国土交通省に準じて、大牟田市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用基準を下記のとおり定めていますのでお知らせします。

記

1 適用対象工事

- (1) 2 (3)に定める残工期が 2 (2)に定める基準日から 2 か月以上あること。
- (2) 工期内に賃金水準の変更があること。

発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とします。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとします。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日
- (2) 基準日：原則として、請求日。請求があった日から起算して 1 4 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることもできる。
- (3) 残工期：基準日以後の工事期間

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更が行われるまでとします。

なお、請求の際、残工事量（出来高）が分かる資料（数量総括表、写真等）を作成することとします。

4 変更額の算定

請負代金額の変更の算定方法は、次のとおりとします。

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次の式により算定します。

$$S \text{ 増} = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 1 0 0)]$$

この式において、S 増、P 1 及び P 2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

S 増：増額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

(P = (× Z)、 : 請負比率（落札率）、Z：市積算額）

- (3) 減額スライド額については、次の式により算出します。

$$S \text{ 減} = [P 2 - P 1 + (P 1 \times 1 / 1 0 0)]$$

この式において、S 減、P 1 及び P 2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

S 減：減額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

(P = (× Z)、 : 請負比率（落札率）、Z：市積算額）

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありません。

5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表（工事内訳表）に対応して出来高確認を行うものとします。

- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量について

も、基準日以後の残工事量についてはスライドの対象とすることとします。

- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこととします。

また、次の材料等についても出来形数量として取り扱います。

ア 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱うこと。

イ 基準日以前に配置済みの現地据置型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とすること。

ウ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱うこと。

- (4) 数量総括表（工事内訳表）で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とすることができます。

- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよいこととします。

- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は出来形部分に含めないものとします。

6 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点（工期末）に行う場合もあります。

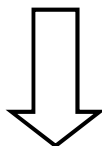
7 全体スライド及び単品スライド条項の併用

インフレスライドと全体スライド（第26条第1項から第4項）、インフレスライドと単品スライド（第26条第5項）の併用については次のとおりとします。

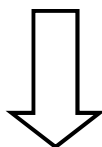
- (1) 契約約款第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、同約款第26条第6項の規定によるインフレスライドを請求することができることとします。ただし、全体スライドを適用した場合は、その後12か月を経過しないとインフレスライド又は全体スライドを請求することはできません。なお、インフレスライドは賃金水準の変更がなされる都度請求することができるため、経過期間の規定はありません。
- (2) この運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

今回のインフレスライド対策工事について

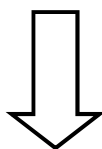
残工期が2か月以上あるか？
契約日が3月7日以前か？



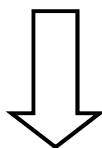
予定価格が令和4年3月7日以前の公共工事設計労務
単価（旧労務単価）で積算された工事であるか？



工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づき、請負業者から
請負代金額の変更を請求することができる（別途様式参照）。



基準日（原則として請求日）時点での残工事量（出来高）の確認



基準日時点での残工事について、最新単価等を適用して変更額を算出し、
残工事に対する変更額の1%を超えた額がスライド額となり変更契約を締
結（ただし、変更契約の締結は工期末となる場合がある。）